

令和4年

東部知多衛生組合議会
第1回定例会会議録

令和4年2月9日（水）開会

令和4年2月9日（水）閉会

東部知多衛生組合

令和4年東部知多衛生組合議会第1回定例会会議録

令和4年東部知多衛生組合議会第1回定例会は、令和4年2月9日東部知多クリーンセンター議場に招集された。

1 応招議員

1 番 早川高光	2 番 小山昌子	3 番 鷹羽琴美
4 番 一色美智子	5 番 郷右近 修	6 番 月岡修一
7 番 山下享司	8 番 間瀬宗則	9 番 鏡味昭史
10 番 渡辺 功	11 番 石川英治	12 番 都築清子

2 不応招議員

なし

3 出席議員

応招議員と同じ

4 欠席議員

不応招議員と同じ

5 開閉の日時

令和4年2月9日（水）午後2時00分 開会
令和4年2月9日（水）午後3時00分 閉会

6 説明のため出席した者

管理者 岡村秀人 副管理者 小浮正典 副管理者 神谷明彦 副管理者 竹内啓二
副管理者 山内健次 会計管理者 久野信親
事務局長 宇治田昌弘 業務課長 久野尚志 主幹 矢野昭裕
総務課長補佐 浅田貴志 業務課長補佐 堀田正尊 庶務係長 石咲美佳
〈関係市町〉

大府市 市民協働部長 信田光隆 環境課長 富澤正浩
豊明市 経済建設部長 宇佐見恭裕 環境課長 塚田 力
東浦町 生活経済部長 原田英治 環境課長 新美英二
阿久比町 建設経済部長 小野寺哲哉 建設環境課参事 太田健司

7 職務のため議場に出席した者

書記 宇治田昌弘 書記 浅田貴志

8 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定

日程第3		一般質問
日程第4	諸報告	例月出納検査報告について 定期監査報告について
日程第5	議案第1号	東部知多衛生組合公告式条例の一部改正について
日程第6	議案第2号	愛知縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の 数の減少及び愛知縣市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第7	議案第3号	令和3年度東部知多衛生組合一般会計補正予算（第1号）
日程第8	議案第4号	令和4年度東部知多衛生組合一般会計予算

○議長（早川高光）

皆さん、こんにちは。令和3年度も残すところ1か月余りとなり、各市町におかれましては、3月定例会を間近に控え何かとお忙しい中、組合議会にお集まりいただき誠にありがとうございます。

会議に先立ちましてご報告をさせていただきます。管理者から全員協議会の開催要望があり、先ほどの議会運営委員会に諮りまして、開催の了解をいただきました。定例会終了後、全員協議会を開催しますので、よろしくをお願いします。

これより議事に入ります。ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって令和4年東部知多衛生組合議会第1回定例会は成立しますので開会します。

なお、地方自治法第121条の規定により、管理者以下、組合関係職員に出席を求めましたので、ご報告します。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました議事日程表により進めて参りますので、よろしくをお願いします。

ここで、管理者からご挨拶を願います。管理者。

○管理者（岡村秀人）

皆さま、こんにちは。先ほどは、スラグストックヤード完成式典、ご参加いただきまして、ありがとうございました。引き続き、令和4年東部知多衛生組合議会第1回定例会にご参集賜りまして、誠にありがとうございます。

本、定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。議員の皆様方におかれましては、日頃から環境行政に深いご理解、ご協力を賜り、厚くお礼を申し上げる次第でございます。

また、新型コロナウイルスにつきましては、収束と蔓延を繰り返し、まだ先の見えない状況となっており、一日でも早い収束を願うところでございます。

組合事業といたしましては、4か年の継続事業であります、マテリアルリサイクル推進施設建設事業が最終年度であり、先ほどは本当に、完成式典、ありがとうございました。

組合議員の皆様方には、今後ともご指導とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、本日の定例会には4件の議案をご提案申し上げます。

また、定例会終了後には、全員協議会を開催していただき、「令和4年度から6年度までの実施計画」のご報告をさせていただきます。

議案等の内容は、順次ご説明をさせていただきます。どうかよろしくご審査の上、お認め賜りますよう、お願い申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

○議長（早川高光）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により議長において、6番月岡修一議員及び9番鏡味昭史議員を指名します。

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

おはかりいたします。

本、定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本、定例会の会期は、本日1日と決定しました。

日程第3、「一般質問」を行います。

一般質問の時間制限等につきましては、あらかじめ議会運営委員会におきまして、確認されております。それぞれ申し合わせ事項に従いまして、進めてまいりますので、よろしく願いいたします。それでは、5番郷右近議員、自席にてお願いいたします。

○5番議員（郷右近修）

ご指名いただき、ありがとうございます。5番の豊明市の郷右近修でございます。これから、一般質問を行わせていただきます。

質問事項は、気候危機を解決するために、二酸化炭素排出を低減できませんかと、ゆうものでございます。

日頃、4市町の衛生業務に従事いただきありがとうございます。今回燃えるごみの処理事業について質問をさせていただきます。

近年、地球規模の気候変動が続いております。名古屋市の記録で申しますと、毎年夏の猛暑日が30日以上となりまして、熱中症で病院に搬送された方が、令和3年の記録だと愛知県内で2,606人とゆうことでございます。住民の健康を脅かすまでになってきていると考えています。

この気候変動、すなわち地球の温暖化は、大気中の二酸化炭素が人間の生産活動や消費活動により高まった為と考えられるため、二酸化炭素排出量の低減策も同様に進めなければならないと考えております。

環境省がまとめた2019年の二酸化炭素排出内訳とようものを見てみますと、企業や公共部門とゆう部分では、排出の割合が79パーセントと全体の中で高い水準となっております。鉄鋼や化学、機械製造といった製造業がその中心でありますから、公共部門の排出量とゆうのは、その中でも一部分となっております。

ただ、実際の事業でゆうと、巡回バスの運行など、日々公共事業からも排出されている二酸化炭素の低減に努めることは重要な課題に今後なってくるとゆうふうに思います。

そこで、4市町の公共事業中で、最も効果が大きいと思われる東部知多衛生組合のごみ焼却の二酸化炭素の排出量が、低減ができないかと考え次の質問をいたします。

まず、最初に一つ目、二酸化炭素排出低減に最も効果があるのは、ごみの量を減らすことだと思います。またその中でも、水分を多く含んだごみの焼却には大量の気化熱が

使われるとゆうことが分かっています。

簡単な計算で言いますと、10キログラムの水分を気化させるために、コークス使ってますから、コークスで計算すると、0.8キログラムぐらいを消費すると、そういう関係にあるようです。水分を含むごみの割合を減らすとゆうことは、ここの焼却炉の仕組み上も熱を管理する意味合いからも大変重要ですし、その割合を減らすことが大きな効果を発揮するとも思います。

東部知多衛生組合のごみ処理基本計画には、毎年のごみ質分析結果とゆうものが記載されていますけれども、この調査は年間どのくらいの頻度で行われているのでしょうか。これが一つ目です。

二つ目が、ごみ質の調査の頻度をより多く実施したり、より詳細な調査をしたりして、従来以上の水分の低減策とゆうもの、また例えば、生ごみなどをある程度もっと乾燥させてから出してもらおうといったようなことを、各自治体と連携して実施ができないでしょうか。これが二つ目です。

次三つ目最後です。ごみの水分低減を推進するために、運営負担金の算定に「ごみ質割り」といったような考え方を導入してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。以上の三点についてお答えいただきますように、よろしく願いいたします。

○議長（早川高光）

お答え願います。管理者。

○管理者（岡村秀人）

最初に私から基本的な事項についてお答えいたします。

二酸化炭素低減に効果があるのはごみを減量することで、特にごみの中の水分量を減らすことはごみ減量に大きな効果があると考えております。

各市町においても、水分の削減については広報等を通じて住民の皆様働きかけていただいているところであります。

二酸化炭素の低減は喫緊の課題であります。引き続き、水分量の削減について、働きかけていきたいと思っております。わたくしからは以上です。

○議長（早川高光）

事務局長。

○事務局長（宇治田昌弘）

ご質問いただきました3点の内容はそれぞれ関連がございますので、あわせて回答させていただきます。

ご承知のとおり、ごみは「減らす」ことが最重要課題であります。ですから、その処理量を市町の負担金割合に反映することは合理性があります。処理量の算出方法は、計量結果をそのまま反映するもので、きわめて単純であり、正確性が担保されております。

また、議員ご指摘の水分量につきましても、その重さがそのまま処理量に反映されております。

これらの点から、「ごみ処理量を負担金割合に反映する」ことは、誰もが納得できるルールである、ということが出来ます。

これを踏まえまして、ご質問の「ごみ質割の導入」についてですが、水分に限れば、只今申し上げました通り、既にごみ処理量でもって負担金割合に反映しておりますので、あえて「ごみ質割の導入」は必要ないと考えます。それ以外のごみ質、ということでありま

しても、その正確な測定は極めて困難であります。

現在、ごみの組成測定を毎月1回行っております。国の基準に従いまして、ピット内のごみを十分混合したのち、200キログラム以上採取した中から、サンプルを採取し組成を調べるもので、これを1日の内に2回行っております。

しかし、現状、1回目と2回目の測定結果が大きく異なることが珍しくありません。また、月ごとの比較でも変動が大きく、年間を通しての周期性なども見られません。その原因は、ごみ全体を均質化することが事実上不可能であるためであります。

この測定結果は県を通じまして国に報告するもので、国が全国の施設の測定結果を束ねて、外れ値などを考慮した上で、ごみ質のトレンドを把握する、といった使い方はできるかと思いますが、数値そのものを捉えて負担金の算出根拠とする、といった使い方は適当ではありません。

従いまして、水分か否かに関わらず、運営負担金の算出にごみ質割を導入することは、根拠となる数値の正確性を担保することが出来ないことから、適切ではないと考えております。

しかしながら、ご指摘のとおり、搬入されるごみの半分ほどを水分が占めており、水分を減らすことがごみを減らすことに繋がります。

組合としましては、施設見学等の機会をとらえまして、生ごみや刈りとった草の水分の削減についてお願いをしているところあります。まだまだ周知が足りていないのが実情ですので、構成市町と連携して水分低減策を協議してまいります。以上です。

○議長（早川高光）

答弁は終わりました。よろしいですか。

これにて「5番、郷右近議員の一般質問」を終わります。

日程第4、「諸報告」を行います。私からご報告申し上げます。

過日、監査委員から議長宛てに、地方自治法235条の2第3項の規定により、令和3年7月分から12月分の例月出納検査の報告が、また、地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査の報告がそれぞれ提出されましたので、お手元にそれぞれの報告書の写しを配布しておりますので、よろしく申し上げます。

日程第5、議案第1号「東部知多衛生組合公告式条例の一部改正について」を議題とします。提出者から提案理由の説明をお願いします。管理者。

○管理者（岡村秀人）

それでは、議案第1号「東部知多衛生組合公告式条例の一部改正について」の提案理由のご説明を申し上げます。

提案理由は、事務の簡素化及び効率化の観点から、公告式事務の見直しを図るため、条例を改正するものでございます。

内容の詳細につきましては、事務局長が説明しますので、よろしくご審議のうえ、お認め賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早川高光）

事務局長。

○事務局長（宇治田昌弘）

それでは、議案第1号「東部知多衛生組合公告式条例の一部改正について」、ご説明いたします。議案、関係参考資料及び新旧対照表をご覧ください。

本議案は、事務の簡素化及び効率化の観点から、公告式事務の見直しを図るため、条例の一部を改正するものでございます。

第2条の改正ですが、第2項で条例の公布は、構成市町の掲示場に掲示する方法から、原則として、組合公式ウェブサイトに掲載する方法に改めるものでございます。

第1項では、条例の公布に際して、これまでどおり組合管理者の署名は必要とするものですが、第2項に定めるウェブサイトに掲載するものは、署名した原本ではなく、組合管理者名を記入したのものをもって代えることができる旨のただし書きを追加するものでございます。

附則といたしまして、施行期日は、公布の日からとするものでございます。

また、関係条例として「東部知多衛生組合監査委員に関する条例」「東部知多衛生組合財政状況の公表に関する条例」及び「東部知多衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」も併せて、組合公式ウェブサイトに掲載できるよう一部改正するものであります。以上で、議案第1号の内容説明を終わります。

○議長（早川高光）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで討論を終わります。

議案第1号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

確認しました。挙手全員です。

よって、議案第1号「東部知多衛生組合公告式条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第6、議案第2号「愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について」を議題とします。提出者から提案理由の説明をお願いします。管理者。

○管理者（岡村秀人）

それでは、議案第2号「愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について」の提案理由のご説明を申し上げます。

提案理由は、地方自治法第290条の規定により、愛知県市町村職員退職手当組合から尾張旭市長久手市衛生組合を脱退させ、愛知県市町村職員退職手当組合規約を変更することについて協議する必要があるものであります。

内容の詳細につきましては、事務局長が説明しますので、よろしくご審議のうえ、お認め賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早川高光）

事務局長。

○事務局長（宇治田昌弘）

それでは、議案第2号「愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の

減少及び愛知県市町村職員退職手当組合同規約の変更について」、ご説明いたします。議案及び2枚目の新旧対照表を併せてご覧ください。

本議案は、愛知県市町村職員退職手当組合からの依頼に基づき、所要の手続きを取るもので、内容は、尾張旭市長久手市衛生組合の解散に伴い、令和4年3月31日をもって退職手当組合から尾張旭市長久手市衛生組合を脱退させることとし、同組合同規約を変更するものであります。

別表第1は、組合を組織する地方公共団体を掲げたものであり、別表第2は、議員の選挙区ごとに定める定数と選挙区の構成団体を掲げたものであります。

その別表第1中「知多南部衛生組合 尾張旭市長久手市衛生組合」を「知多南部衛生組合」に、別表第2の1区の項中、「長久手市 尾張旭市長久手市衛生組合」を「長久手市」に改めるものであります。

附則といたしまして、この規約は、令和4年4月1日から施行し、この規約による変更後の愛知県市町村職員退職手当組合同規約別表第2の規定は、令和4年4月1日以後最初にその期日が告示される議員の一般選挙から適用するものであります。以上で、議案第2号の内容説明を終わります。

○議長（早川高光）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで討論を終わります。

議案第2号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

確認しました。挙手全員です。

よって、議案第2号「愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合同規約の変更について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第7、議案第3号「令和3年度東部知多衛生組合一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。提出者から提案理由の説明をお願いします。管理者。

○管理者（岡村秀人）

議案第3号「令和3年度東部知多衛生組合一般会計補正予算（第1号）」の提案理由のご説明を申し上げます。

提案理由は、地方自治法第218条第1項の規定に基づきまして、補正予算を調整し議会に提出するものです。

議案の第1条第1項にございますように、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、6,712万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億6,708万1千円とするものです。

内容の詳細につきましては、事務局長が説明しますので、よろしくご審議のうえ、お認め賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早川高光）

事務局長。

○事務局長（宇治田昌弘）

それでは、議案第3号「令和3年度東部知多衛生組合一般会計補正予算（第1号）」の内容を説明させていただきます。議案の表紙をご覧ください。

第1条第1項、今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,712万9千円を減額し、予算総額を22億6,708万1千円とする減額補正です。5ページをご覧ください。

歳入から事項別に説明させていただきます。1款1項1目負担金は、1億8,059万9千円、率にして10.8パーセントの減額です。この減額の主な要因は、歳入では使用料及び手数料、財産収入、繰越金及び諸収入の整理。歳出では2款総務費から5款公債費までの契約残の整理ほかの補正減によるものです。また、構成市町の負担金の減額につきましては、説明欄のとおりです。

なお、全体の補正率、マイナス10.8パーセントに対して、市町ごとの補正率が異なりますが、負担金については、大きく分けて、し尿、ごみ、プールの3区分、更に各区分の様々な計算の積み上げからなっており、加えてプールについては経費の2分の1を大府市と東浦町が負担することとなっていますので、各市町の補正率が一致することはございません。

2款1項2目クリーンセンター使用料は、1,000万円の増額で、事業系有料ごみを年間9,000トンと見込んでおりましたが、500トン多く見込めるためです。

4款2項1目生産品売払収入は、不燃ごみ処理施設から回収される鉄とアルミの売払収入で、鉄とアルミの売却単価を1キログラムあたり2円と見込んでおりましたが、36円と見込めるため1,800万円の増額となっております。6ページをご覧ください。

5款1項1目繰越金は、7,147万円の増額で、令和2年度決算の結果によるものです。

6款2項1目雑入は、1,400万円の増額で、可燃ごみ処理施設発電電力売払収入で、発電量を当初、13,600メガワットアワーと見込みましたが、1,400メガワットアワー、10.3パーセントほど上回ったため増額するものです。次に、歳出、7ページをご覧ください。

2款1項1目一般管理費は、21万2千円の減額です。これは、報償費で、各市町の小学4年生を対象とした環境衛生週間ポスターの募集で参加賞を購入しなかったため減額するものです。

3款1項1目浄化センター管理費は、410万7千円の減額です。委託料243万6千円の減額は、5件の契約残による減額です。工事請負費167万1千円の減額は、6件の契約残による減額です。

2目クリーンセンター管理費は、3,905万4千円の減額です。旅費10万8千円の減額は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため受講中止などによる減額です。

需用費1,900万円の減額は、消耗品費の処理薬剤の使用量及び燃料費のA重油とコークスの使用量が見込みを下回ったため減額するものです。

委託料498万6千円の減額は、12件の契約残による減額です。8ページ、工事請負費1,458万円の減額は、4件の契約残による減額です。

負担金、補助及び交付金6万9千円の減額は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため受講中止などによる減額です。公課費31万1千円の減額は、汚染負荷量賦課金で、負荷

量が見込みを下回ったため減額するものです。

3目洲崎最終処分場管理費は、5万8千円の減額で、委託料1件の契約残による減額です。9ページをご覧ください。4目大東最終処分場管理費は、23万7千円の減額で、委託料2件及び工事請負費1件の契約残による減額です。

2項1目温水プール管理費は、2,271万円の減額です。需用費540万円の減額は、電気及び水道の使用量が見込みを下回った光熱水費を減額するものです。

委託料1,447万円の減額は、3件の契約残による減額と、プール管理業務委託で、昨年まで1社による随意契約をしておりましたが、令和3年度から9社による指名競争入札を実施したための減額です。

使用料及び賃借料284万円の減額は、用地借上料で、住友重機械工業株式会社から借りている駐車場用地の、車約50台分の用地を返却したための減額と、下水道使用量が見込みを下回ったための減額です。10ページをご覧ください。

5款1項公債費2目利子75万1千円の減額は、令和2年度借り入れ分のマテリアルリサイクル推進施設建設事業債に係る償還利子で、財務省の借入利率を、0.5パーセントと見込んでいたものが、0.3パーセントと見込みを下回ったための減額です。

11ページ以降は、継続費及び地方債に関する調書ですので、お目通しをお願いしたいと思います。また、参考資料といたしまして、令和3年度補正予算の概要及び負担金明細表を配布してございますのでよろしくお願いいたします。

以上で、議案第3号、令和3年度東部知多衛生組合一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

○議長（早川高光）

これより質疑に入ります。質問等がございましたら、ページ数を指摘のうえ発言をお願いいたします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで討論を終わります。

議案第3号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

確認しました。挙手全員です。

よって、議案第3号「令和3年度東部知多衛生組合一般会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第8、議案第4号「令和4年度東部知多衛生組合一般会計予算」を議題とします。提出者から提案理由の説明をお願いします。管理者。

○管理者（岡村秀人）

議案第4号「令和4年度東部知多衛生組合一般会計予算」の提案理由のご説明を申し上げます。

提案理由は、地方自治法第211条の規定に基づきまして、予算を調整し、議会に提出するものです。

議案の第1条第1項にございますように、令和4年度予算は、歳入歳出予算の総額を歳

入歳出それぞれ、26億6,668万円とするものです。

各施設の年間を通して安定した運転管理を図り、効率的且つ効果的に事業全体が実施できるように歳出全般を精査し、予算編成をしております。内容の詳細につきましては、事務局長が説明しますので、よろしくご審議のうえ、お認め賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早川高光）

事務局長。

○事務局長（宇治田昌弘）

それでは、議案第4号「令和4年度東部知多衛生組合一般会計予算」の内容を説明させていただきます。議案をご覧ください。

第1条第1項に定める、令和4年度当初予算の総額は、26億6,668万円です。令和3年度当初予算との比較、以後前年度比と言います。前年度比は3億3,247万円の増額、率にして14.2パーセントの増となります。

増額となりました主な理由は、衛生費の増額と、公債費で、平成27年度から4か年の継続事業として実施しました、ごみ処理施設建設事業の令和元年度借入れ分の元金償還によるものです。次に、予算書3ページをご覧ください。

第2表「債務負担行為」は、可燃ごみ処理施設長期包括運營業務委託料に係る債務負担行為で、令和5年度から令和13年度までにかかる100億2,870万円と定めたものです。委託の内容につきましては、後ほど事項別明細で申し上げます。

続きまして7ページ、歳入からご説明申し上げます。

1款1項1目負担金22億1,790万3千円は、前年度比較5億4,084万3千円、32.2パーセントの増額です。この要因は、先程申し上げました、衛生費と公債費の増額によるものです。

また、構成市町の負担金額は、説明欄に記載のとおりであります。構成比率は、大府市39.3パーセント、豊明市27.2パーセント、東浦町21.0パーセント、阿久比町12.5パーセントとなっております。

各市町の増減率や構成率が一致した数値、傾向にならないことは、補正予算の説明で申し上げたとおりであります。

次に、2款の中段、2目クリーンセンター使用料2億2,600万4千円は、前年度と同額です。内、説明欄1行目クリーンセンター施設使用料2億2,600万円は、有料ごみの年間搬入量を、家庭系ごみが年間2,300トン、事業系ごみが年間9,000トン、合計11,300トンと見込みました。

3目温水プール施設使用料は、1,185万9千円。前年度に比べ575万7千円、94.3パーセントの増額です。これにつきましては、令和2年度から新型コロナウイルスの影響で、入場者数を制限しておりますが、令和3年10月から制限を緩和し、年間入場者数を大人29,600人、子供を8,880人と見込んでおります。次に8ページをご覧ください。

3款1項1目財産貸付収入513万7千円は、葭野最終処分場跡地を駐車場用地として、住友重機械工業株式会社に貸し付けることによる収入で、前年度比89万8千円、21.2パーセントの増額となっております。これにつきましては、マテリアルリサイクル推進施設建設工事の終了に伴い、工事関係者の事務所及び駐車場が必要なくなり、住友重機械

工業株式会社の要望により貸付面積を7,874.17ヘーベイから9,457.48ヘーベイに増やしたためであります。

その下、2項1目生産品売払収入1,215万8千円は、不燃ごみ処理施設から回収される鉄700トン、アルミ30トンの売払収入です。売却価格の大幅な値上がりにより、前年度比1,023万3千円、531.6パーセントの増額となっています。

また、令和元年度から始まりました、スラグの売払いが年間3,700トンで40万7千円、メタルが年間650トンで7万1千円余の収入を見込んでおります。

次に、4款1項1目繰越金1千万円は、前年度と同額です。9ページをご覧ください。

5款2項1目雑入1億8,360万2千円は、前年度比620万9千円、3.5パーセントの増額となっています。これは、説明欄の下から3行目の可燃ごみ処理施設発電電力売払収入の増額によるものです。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。10ページをご覧ください。

1款議会費49万9千円は、前年度と同額です。主なものは1節報酬46万8千円で、12名分の議員報酬です。

次に、2款総務費1項1目一般管理費6,990万3千円は、前年度比1,088万円の増額です。

1節報酬6万4千円は、前年度と同額です。2節給料から4節共済費までは、庶務担当職員4名分の人件費です。

7節報償費2万8千円は、小学4年生を対象とした環境衛生週間のポスターの応募に係る優秀賞代です。本年度から参加者全員への参加賞はやめております。次に、11ページをご覧ください。

12節委託料382万1千円は、健康診断委託料を始め6件の委託料です。前年度比108万9千円の増額です。説明欄上から3番目、パソコンソフト保守委託料によるもので、給与システムの改修が必要となるためです。現在、年金機構に加入している、短時間再任用職員や会計年度任用職員が、年金制度改正法により令和4年10月1日から共済組合への加入になります。

また、地方公務員法の改正で令和5年度から定年年齢が引上げられます。これらの理由から令和4年度中にシステムの改修が必要となるものです。

13節使用料及び賃借料244万1千円の主なものは、財務会計システム、ノートパソコンなど長期継続契約で借上げている事務機器借上料です。

18節負担金、補助及び交付金2,789万4千円の主なものは、退職手当組合負担金及び派遣職員負担金です。前年度比1,189万円の増額です。説明欄下から2番目、派遣職員負担金の増額で、これは現在、総務課長が令和3年6月から病気休職となっており、構成市町から総務課長を派遣して頂くことになったものであります。12ページをご覧ください。

2項1目監査委員費11万8千円は、監査委員2名分の報酬で、前年度と同額です。

次に、3款衛生費1項1目浄化センター管理費2億850万円は、前年度比161万4千円、0.8パーセントの増額です。この主な要因は、需用費の増額によるものです。

2節給料から4節共済費までは、浄化センター職員3名分の人件費です。

13ページ、10節需用費6,249万6千円は、前年度比852万9千円、15.8パーセントの増額です。

主に消耗品費のポンプ部品の定期的な部品交換と光熱水費の電気料の増額によるものです。消耗品費 2, 131万4千円は、主に処理薬剤と機械部品の購入費であります。光熱水費 3, 386万4千円は、主に電気料です。修繕料 719万1千円は、機械設備の修繕でブロワ補修を始め5件と2トンダンプ等の車両修繕です。

12節委託料 4, 606万円は、し尿処理施設の維持管理と機械設備類の点検などの委託 15件で、前年度比 39万4千円、0.8パーセントの減額です。

主な減額の要因はコンピュータシステム点検委託料で点検項目が減ることによる減額です。主な委託業務は、説明欄 8行目、処理水槽清掃委託料 389万4千円と、14ページに移っていただいて説明欄の1行目の浄化センター運転管理委託料 3, 478万2千円です。

14節工事請負費 7, 173万1千円は、施設内の処理設備の安定運転のために行う、除鉄除マンガン装置ろ材取替工事始め10件の機械設備工事で、前年度比 1, 170万4千円、14.0パーセントの減額です。

説明欄 7行目の熱交換器補修工事、アルカリ次亜塩洗浄塔補修工事、電気設備補修工事、中濃度臭気ファンインバータ補修工事の4件が新規工事ですが、主な減額の要因は、処理棟外壁補修工事、ポリ硫酸第二鉄タンク更新工事、コンピュータシステム更新工事3件の完了によるものです。15ページをご覧ください。

2目クリーンセンター管理費 13億6, 358万8千円は、前年度比 1億7, 082万6千円、14.3パーセントの増額です。主な要因は、委託料によるものです。

2節給料から、4節共済費までは、クリーンセンター職員5名分の人件費です。

10節需用費 4, 929万5千円は、前年度比 2億5, 054万1千円、83.6パーセントの減額です。可燃ごみ処理施設にかかる消耗品費及び燃料費のうちA重油とコークスを長期包括運營業務委託料に含めたため減額となりました。

消耗品費 496万円は、主に不燃ごみ処理施設の機械部品類によるものです。光熱水費 3, 486万円は主に電気料です。修繕料 918万8千円は、不燃ごみ処理施設の機械設備の修繕で破碎機肉盛修理5件と10トンダンプ等の車両修繕です。16ページをご覧ください。

12節委託料 12億5, 877万4千円は、前年度比 5億2, 340万5千円、71.2パーセントの増額です。この主な要因は、10年間の可燃ごみ処理施設長期包括運營業務委託によるものです。長期包括運營業務委託につきましては予算説明の後段で検討結果を報告させていただきます。

主な委託業務として、説明欄 1行目の廃棄物埋立処分委託料 2, 902万9千円は、ろ過式集じん機で集めた飛灰の処理費用です。計量受付業務委託料 1, 320万円は、3年間の長期継続委託を予定しております。17ページに移っていただいて、説明欄の下から5行目、不燃ごみ処理施設運転管理委託料 7, 590万円は、不燃ごみ処理施設の運転管理とごみ選別作業です。

14節工事請負費 1, 123万1千円は、前年度比 8, 379万8千円、88.2パーセントと大幅な減額となっております。2行目の不燃ごみクレーン補修工事、雑用コンプレッサ改造工事、不燃ごみ施設照明灯更新工事の3件がありますが、不燃ごみ処理施設防水工事、不燃破碎ごみコンベア補修工事、不燃ごみ中央制御室操作盤補修工事、金属プレス機用制御装置補修工事が完了したため減額となりました。18ページをご覧ください。

ださい。

3目洲崎最終処分場管理費470万3千円は、前年度と同額です。内容につきましては、前年度と変わりはありません。

4目大東最終処分場管理費1,422万4千円は、前年度比242万2千円、20.5パーセントの増額です。主な要因は、工事請負費によるものです。

12節委託料624万9千円は、除草作業委託料始め8件で、前年度比3万7千円、0.6パーセントの増額です。19ページへ移っていただいて、14節工事請負費376万2千円は、前年度比255万2千円、210.9パーセントの増額です。主な要因は、高度処理装置補修工事の補修項目が年度ごとに変わることによるものです。

続きまして、2項1目温水プール管理費7,437万5千円は、前年度比1,504万1千円の減で、補正予算の説明のとおり委託料の減によるものです。

1節報酬から5節を除いて、8節旅費までは、会計年度任用職員1名分の人件費です。

10節需用費2,357万2千円は、前年度比23万1千円、1.0パーセントの減額で、プールの水質の管理に要する薬剤等の消耗品費と、電気、水道による光熱水費が主なものです。

20ページ、12節委託料3,946万4千円は、前年度比1,405万8千円、26.3パーセントの減額で、プール日常清掃委託料始め14件です。

13節使用料及び賃借料659万3千円は、プール利用者の車両駐車場として、住友重機械工業株式会社に貸りております用地借上料と下水道使用料です。

14節工事請負費189万円は、定期補修工事である第1種圧力容器補修工事1件で前年度と同額です。21ページをご覧ください。

4款公債費1項1目元金9億361万6千円は、前年度比4億3,915万8千円、94.6パーセントの増額となっています。

最終処分場建設事業債及びごみ処理施設建設事業債に加え、令和元年度に借入れたごみ処理施設建設事業債に係る元金償還が始まるため増額となっています。

2目利子1,715万4千円は、前年度比98万9千円、5.5パーセントの減額となっています。最終処分場建設事業債、ごみ処理施設建設事業債、マテリアルリサイクル推進施設建設事業債及び余熱利用施設整備事業債に係る利子の償還金です。

令和3年度に借入れるマテリアルリサイクル推進施設建設事業債に係る利子の償還により増額しますが、令和2年度借入の利子償還額が当初の利率よりも低くなったため、全体では減額となっています。22ページをご覧ください。

5款予備費1千万円は、前年度と同額です。事業費は事業の終了により皆減であります。なお、23ページ以降は、給与費明細書、債務負担行為支出予定額に関する調書及び地方債残高調書となっておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。

また、参考資料といたしまして、令和4年度当初予算の概要と市町負担金明細表などを配付してございますので、よろしく申し上げます。

続きまして、可燃ごみ処理施設長期包括運營業務委託の検討結果についてご説明いたします。カラー刷りの可燃ごみ処理施設長期包括運營業務委託の検討とゆう資料をご覧ください。

1長期包括導入の狙いです。現状の単年度委託では毎年度、本施設の運転、維持管理等に係る事務手続きが煩雑であること、各年度での維持管理費の変動が課題となっております。

す。

そこで、単年度委託契約の各業務を一つの業務にまとめまして、10年間の長期包括業務を導入することで、事務手続きの簡素化、組合職員の省力化、各年度での維持管理費支払いの平準化が期待できるものであります。

2 定量（金額）的評価です。従来方式に対して民間活用方式を導入した場合、どれほどの財政支出削減が期待できるかを金額的に試算しました。なお、金額は税抜きで記載しております

定量的評価の結果は、単年度委託の場合の合計と長期包括業務の場合の合計を比較しますと、毎年2千2百万円の削減が見込まれ、財政支出削減率は約2.1パーセントの結果となり、「長期包括業務が定量的に優れている」ということを確認いたしました。

3 定性的評価です。公共サービスの質的向上等の定性的メリットがあるかどうかについて評価しました。まず、「民間ノウハウの発揮」については、長期包括業務の方が性能発注であるため、広い範囲で事業者のノウハウの発揮が期待できることから、二重丸としました。

次に「発注者の負担軽減」は、長期包括業務の方が運転、維持管理が一体的に同時発注され且つ性能発注であるため、発注手続きは大幅に軽減される。また、委託料が年度ごとに平準化されるため、予算措置に係る発注者の業務負担が大幅に軽減されることから二重丸であります。

次に「事業の継続性」は、長期包括業務の方が安定的な運営事業者の確保ができる。また、資格者確保に係る創意工夫の発揮が期待できるため、事業の継続性の確保ができることから二重丸であります。

次に「民間事業者の参加意向」については参加意向調査をしたところどちらも参加意向のある事業者がいることから丸であります。

以上のことから、総合的な定性的評価は、単年度委託が三角から丸であるのに対し、長期包括業務が丸から二重丸となりました。

4 総合評価です。「2 定量的評価」及び「3 定性的評価」ともに「単年度委託」よりも「長期包括業務」の導入が優位であることを確認いたしました。

以上で、可燃ごみ処理施設長期包括運營業務委託の検討についての報告並びに議案第4号の説明を終わります。

○議長（早川高光）

これより質疑に入ります。質問等がございましたら、ページ数を指摘のうえ発言をお願いします。質疑はありませんか。5番郷右近修議員。

○5番議員（郷右近修）

令和4年度東部知多衛生組合一般会計予算の歳出、ページ数で言うと3番の第二表債務負担行為の「可燃ごみ処理施設長期包括運營業務委託料」について質問させていただきます。金額として100億2870万円とゆうことで、クリーンセンターの運営を民間事業者へ長期間委託するための費用ですけれども、その狙いとして事務手続きの簡素化や職員の省力化が示されております。

また、従来と委託とを比較して、財政支出削減率が2.1パーセントと算出も示していただいております。

長期包括委託契約は「安定的な資格者の確保」が優れているとゆうふうにあります。直営の場合、有資格者を、労働時間の余裕や病欠などの事態に備えて雇用することは大変困

難で、より大きな規模の民間事業者に委託するとなると、その課題が解決できることはわかりません。

ですが、直営によって蓄積されてきた事業を運営する能力が組合から失われてゆくことも想定されます。そういったことへの認識とそれを防ぐためにどのような対策を考えていらっしゃるか、お答えいただきたいのが一点。

それから、一般的な焼却炉と違って運営できる事業者が限られる方法で事業を行っていますが、そういう点では、「この事業者と契約しないと担い手がいない」ということになる可能性もございます。

そういうことから、費用面でも想定していたよりも金額がかさむという可能性は考えられないでしょうか。この二点についてお答えいただきたいと思えます。

○議長（早川高光）

二点についてお答え願います。事務局長。

○事務局長（宇治田昌弘）

ご質問を二点いただきました。1点目の「直営によって蓄積されてきた事業を運営する能力が組合から失われてゆくのではないか」について、でございます。

直営とゆう部分ですが、これまでも単年度ごとに民間事業者への委託をしているのが複数年になるとゆうことであります。

長期包括委託に移行しても、今までと同様に組合は施設の管理者でありますので、事業者に対して適切なモニタリングや事業の立会いを適時実施するとゆう部分は今までと同じであります。これまで通りノウハウの蓄積はできるものと考えております。

それから2点目の「事業者が限られることから想定よりも費用が掛かる心配は」という部分であります。

現在、当組合と同じ系統のガス化溶融炉は、全国で35か所ございます。資材等の消耗品については、使用量や価格の情報を収集しておりますので、参考にしております。

また、維持管理につきましては、40年超寿命化計画に基づいております。通常はこの計画に物価スライド分を考慮したものがアッパーになると考えております。これらの数値を基に妥当性を判断していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（早川高光）

答弁終わりました。

他に質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで討論を終わります。

議案第4号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

確認しました。挙手全員です。

よって、議案第4号「令和4年度東部知多衛生組合一般会計予算」は、原案のとおり可決することに決定しました。

以上をもちまして、定例会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。ここで、管理者から閉会の挨拶をいただきます。管理者。

○管理者（岡村秀人）

令和4年東部知多衛生組合議会第1回定例会の閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。本日提出しました案件につきまして、全てお認めいただき厚くお礼を申し上げる次第でございます。

議員の皆様方におかれましては、東部知多衛生組合の事業推進のために、一層のご指導とご協力を賜りますことと共に、新型コロナの感染予防に細心の注意を払い、ご健康で過ごしくくださるようお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（早川高光）

これをもちまして、令和4年東部知多衛生組合議会第1回定例会を閉会します。

（閉会）

この会議録は書記の校閲したものと内容の相違ないことを証するため地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

東部知多衛生組合議会議長 早 川 高 光

6 番議員 月 岡 修 一

9 番議員 鏡 味 昭 史